

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和元年度決算検査報告の概要
著者 / 所属	松本 英樹 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	431号
刊行日	2021-2-5
頁	196-209
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和元年度決算検査報告の概要

松本 英樹

(決算委員会調査室)

《要旨》

令和元年度決算検査報告は、令和2年11月20日に令和元年度決算とともに国会に提出された。今般の会計検査に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2年4月及び5月は全ての現地検査が中止され、6月以降についても検査対象機関等が一部に限定されるなどして、元年度検査報告における掲記件数は248件、指摘金額の総額は297億2,193万円と過去10年でみると、掲記件数、指摘金額ともに最少であった。

こうした状況の中、元年度検査報告では、石油供給インフラ強じん化事業における大規模地震等の想定が不十分な事態、企業主導型保育事業における病児保育等が実施されていなかった事態、地域再エネ水素ステーション導入事業における補助金交付が不適切な事態等、国民生活の安全性の確保や予算・経理の適正な処理に関する事項、環境及びエネルギー分野に関する事項等に特徴的な指摘が見られるとともに、会計検査上必要な観点として新たに「公平性の観点」から検査を実施した案件も掲記された。

国会においては、政府に対する事後的な財政統制を機能させるべく、今般の検査報告を積極的に活用するとともに、会計検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を内閣に一層促すことが重要である。

1. はじめに

検査報告は、憲法第90条及び会計検査院法第29条に基づき、会計検査院（以下「検査院」という。）が1年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書である。この検査報告は、国会で決算審査を行う際の重要な資料となるほか、財政当局などの業務執行にも活用されている。令和元年度決算検査報告（以下「元年度検査報告」という。）は、令和2年11月10日に検査院から内閣に送付され、第203回国会（臨時会）中の2年11月20日に令和元年度決算とともに内閣から国会に提出された。

本稿では、元年度検査報告の全体像について概観した上で、掲記された個別の検査結果の概要を紹介することとしたい。

2. 元年度検査報告について

(1) 構成

検査報告には、国の収入支出の決算の確認、決算金額と日本銀行が取り扱った国庫金の計算書の金額との不適合の有無、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項、会計検査院法第34条及び第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果など8項目を掲記することが義務付けられている（会計検査院法第29条）。また、検査院が必要と認めた事項についても掲記できることになっている（会計検査院法施行規則第15条）。このように、検査報告の内容は広範多岐にわたるが、検査院による検査結果が記述されているのは、主として図表1に示した7つの事項である。これらの掲記事項のうち、「不当事項」、「意見表示・処置要求事項¹」、「処置済事項」、「特記事項」は、通常「指摘事項」と呼ばれ、不適切又は不合理な事態の態様に関する記述がなされている。

元年度検査報告についてみると、第1章では検査の概要、第2章では国の決算の確認、第3章では指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第4章では随時報告²、検査要請³事項の報告、特定検査状況⁴等、第5章では会計事務職員に対する検定、第6章では国の歳入歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されている⁵。

図表1 検査報告における主な掲記事項の区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不 当 事 項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項
	意 見 表 示 ・ 処 置 要 求 事 項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項
	処 置 済 事 項	検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じた事項
	特 記 事 項	特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項
随 時 報 告		会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
検 査 要 請 事 項 の 報 告		国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
特 定 検 査 状 況		検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(出所) 検査院資料を基に作成

(2) 検査方針

検査院は、毎年10月から翌年9月までの1年間を「検査年次」としており、検査報告に

¹ 意見表示・処置要求事項は、会計検査院法第34条又は第36条に基づくものであり、第34条に基づくものは会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に行われ、第36条に基づくものは法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合に行われる。

² 随時報告は、平成17年の会計検査院法改正により創設された制度で、検査院が意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項に関し、各年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を国会及び内閣に対して行うものである。また、検査院は、その概要を検査報告に掲記している。

³ 検査要請は、平成9年の国会法及び会計検査院法改正により創設された制度で、国会からの求めに応じ、特定の事項について検査した結果を報告するものである。また、検査院は、その概要を検査報告に掲記している。

⁴ 特定検査状況は、不適切な事態とは言えないまでも、検査院の問題意識が示されたものであり、国会審議における重要な材料となり得る。

⁵ 検査報告は、検査院のウェブサイトにて全文が公開されている。<<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/index.html>> (令3.1.20最終アクセス)

は、毎検査年次の検査結果が掲載されている。検査院は、検査年次ごとに会計検査業務の基本的な統制を図るため、「会計検査の基本方針」を定めており、元年度検査報告は、元年9月10日に策定された「令和2年次会計検査の基本方針」（検査実施期間：元年10月から2年9月まで）に基づき実施した検査結果が掲載されている。同検査方針では、重点的な検査対象施策分野として、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境及びエネルギー、経済協力、中小企業、情報通信（IT）の9項目を挙げているほか、複数の府省等により横断的に実施されている施策や国民の関心の高い事項等について、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなどとしている。

（3）検査対象

検査対象は、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」（会計検査院法第22条）と、検査院が必要と認める場合又は内閣の請求がある場合に検査が可能な「選択的検査対象」（同法第23条第1項）がある。令和2年次検査における必要的検査対象は、国会、裁判所、内閣、内閣府ほか11省等の会計や、国が資本金の2分の1以上を出資している政府関係機関、事業団、独立行政法人等212法人、日本放送協会の会計等である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等財政援助を与えた3,435団体等（都道府県、市町村等）の会計、国が資本金の一部を出資している8法人（中部国際空港株式会社等）の会計、国が出資した法人が更に出資している40法人（北海道旅客鉄道株式会社等）の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している3法人の会計、国等と27法人等との契約に関する会計である。これらの検査対象機関に対しては、書面検査及び実地検査⁶が行われ、直近3か年次の実地検査の実施状況は図表2のとおりである。2年次の実施率は、前2年に比べて低くなっているが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応として、2年4月及び5月は全ての実地検査を中止し、6月以降についても検査対象機関等を一部に限定するなどしたためである。

図表2 直近3か年次の実地検査の実施率

年次	平成30年次 (29年度検査報告)			平成31(令和元)年次 (30年度検査報告)			令和2年次 (元年度検査報告)		
	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率
本省、本社、主要な地方出先機関等	4,468	1,890	42.3%	4,466	1,865	41.7%	4,461	1,088	24.3%
その他の地方出先機関等	6,652	1,089	16.3%	6,631	1,100	16.5%	6,624	638	9.6%
郵便局、駅等	20,408	22	0.1%	20,408	77	0.3%	20,422	24	0.1%
計	31,528	3,001	9.5%	31,505	3,042	9.6%	31,507	1,750	5.5%

（注）国が補助金その他の財政援助を与えた団体等についても、それぞれ平成30年次4,637団体等、平成31（令和元）年次5,596団体等、令和2年次3,435団体等へ実地検査を実施している。実施率は単位未満切り捨て。

（出所）各年度の検査報告を基に作成

⁶ 書面検査は、検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類について、在庁して行う検査。令和2年次の書面検査では、元年度分の計算書約12万5千冊及びその証拠書類約3,892万枚等が対象とされた。また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所や団体等に検査院職員を派遣して、実地に、帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明聴取等を行ったりする検査。

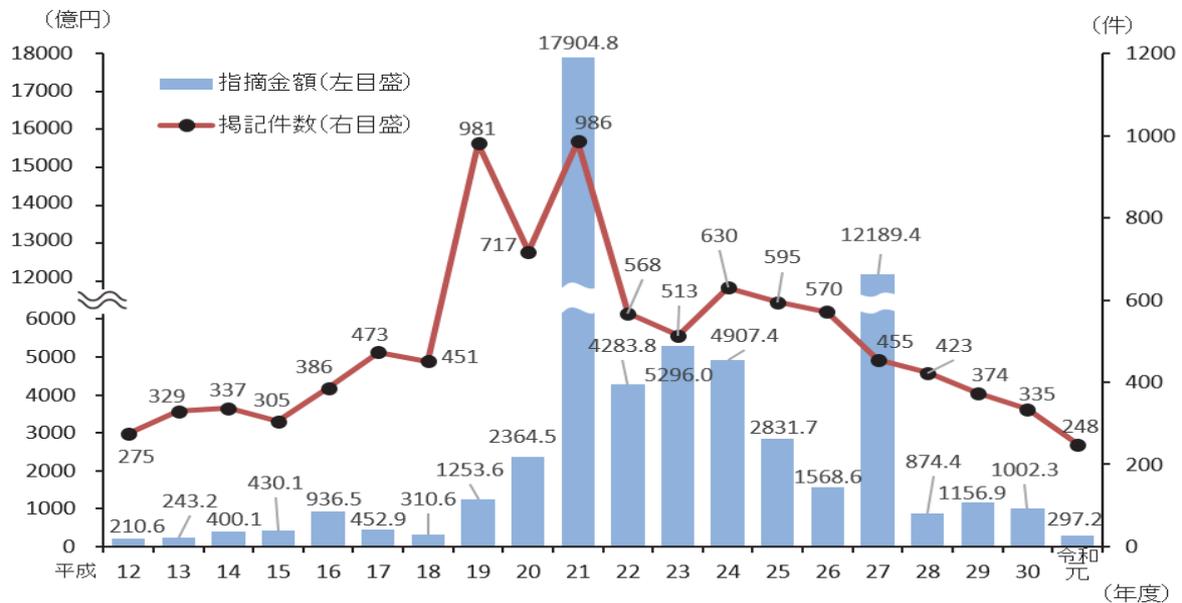
3. 検査結果の概要

(1) 掲記された事項等の概要

元年度検査報告に掲記された事項等の総件数は248件、指摘金額⁷の総額は297億2,193万円となり、過去10年でみると、掲記件数、指摘金額ともに最少であった。案件別の指摘金額では、外務省の「国際連帯事業拠出金について、活用方策を検討して事業内容を見直すとともに、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより使用見込みの低い資金の取扱いの検討を行うことなどをガイドライン等に定めるなどして、活用が図られるよう改善させたもの」の57億6,000万円が最大であり、掲記件数では、厚生労働省の86件が最も多く、その中でも「国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの」に係るものが24件（前年度24件）を占めている。

また、過去20年間の掲記件数及び指摘金額の推移は図表3のとおりであり、掲記件数は21年度をピークとして、その後、低減傾向にある。指摘金額に大幅な増減がみられるのは、資金、基金等のストックに関する指摘における金額の多寡が要因になっていると考えられる。例えば、平成21年度決算検査報告に掲記されていた国土交通省に対する「(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金」(1兆2,000億円)の指摘や、平成27年度決算検査報告に掲記されていた金融庁に対する「預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金」(1兆964億円)の指摘は、いずれも1兆円を超えており、両年度の検査報告の指摘金額が多額となる主な要因となっている。

図表3 掲記件数及び指摘金額の推移（過去20年間）



(出所) 各年度の検査報告を基に作成

⁷ 指摘金額とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大交付額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、処置済事項、特記事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを、背景金額と呼び、指摘金額と区別している。

(2) 事項等別の概要

掲記された事項等を区分別にみると、「不当事項」等の指摘事項が241件、「随時報告」が3件、「検査要請事項の報告」が2件、「特定検査状況」が2件、それぞれ掲記されている。指摘事項の内訳を類型別にみると、「不当事項」の件数が、近年減少傾向にあるものの、指摘事項の85.0%（241件中205件）を占めている。また、事項等別の件数の推移をみると、「意見表示・処置要求事項」の掲記件数は、平成25年度までは増加傾向にあったが、26年度に半減し、以後、低減傾向にある。「随時報告」については、4年連続で件数が減少、「特定検査状況」については、件数は少ないながらも、継続して掲記されている（図表4～6参照）。

図表4 事項等別件数推移（過去10年間）

事項等		年度									
		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
指摘事項	不当事項	425	357	470	402	450	345	333	292	254	205
	意見表示・処置要求事項	76	81	77	100	49	43	28	28	27	14
	処置済事項	54	53	64	76	57	49	47	39	44	22
	特記事項	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
随時報告		10	13	8	8	6	10	9	7	4	3
検査要請事項の報告		1	9	6	1	2	2	2	3	2	2
特定検査状況		6	6	7	9	6	6	3	5	4	2
計		568	513	630	595	570	455	423	374	335	248

(注) 「随時報告」は他の事項としても掲記されており、件数が重複しているため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない場合がある。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

図表5 元年度検査報告に掲記された随時報告一覧（3件）

	随時報告の件名	報告年月日
1	福島再生加速化交付金事業等の実施状況について	令和元年12月4日
2	国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について	令和2年1月15日
3	低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について	令和2年7月29日

(出所) 元年度検査報告を基に作成

図表6 元年度検査報告に掲記された検査要請事項の報告一覧（2件）

	検査要請事項の報告の件名	検査要請年月日	報告年月日
1	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について	平成29年6月5日 参議院（決算委員会）	令和元年12月4日
2	待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について	平成30年6月18日 参議院（決算委員会）	令和元年12月20日

（出所）元年度検査報告等を基に作成

なお、上記検査要請事項については、例年参議院決算委員会からの要請に基づく報告がその大半を占めている⁸。

（3）省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別にみると、掲記件数では、厚生労働省が最も多く、国土交通省、(独)住宅金融支援機構、農林水産省、文部科学省と続く。また、指摘金額では、国土交通省が最も多く、外務省、厚生労働省、環境省、(独)住宅金融支援機構と続いている（図表7参照）。省庁等別の指摘事項の掲記件数及び指摘金額の詳細は、図表8のとおりである。

図表7 掲記件数及び指摘金額が多かった省庁等

省庁名	掲記件数	省庁名	指摘金額
厚生労働省	86件	国土交通省	101億円
国土交通省	25件	外務省	57億円
(独)住宅金融支援機構	22件	厚生労働省	43億円
農林水産省	21件	環境省	20億円
文部科学省	20件	(独)住宅金融支援機構	16億円

（出所）元年度検査報告を基に作成

⁸ 検査要請については、制度が創設されて以降、参議院決算委員会から47件の検査要請が行われている。そのほか、他委員会における検査要請の状況は、衆議院決算行政監視委員会から1件（平成10年4月）、参議院行政監視委員会から1件（平成12年3月）、参議院予算委員会から1件（平成29年3月）となっている。

図表8 省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

(単位：件、万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項						処置済事項		計	
			会計検査院法 34条関係		会計検査院法34 条及び36条関係		会計検査院法 36条関係					
内閣府(内閣府本府)	13	24,083					1	6,481	1	2,583	15	33,147
復興庁	1	1,616									1	1,616
総務省	6	45,411									6	45,411
外務省							1	809	1	576,000	2	576,809
財務省	2	34,607							1	29,134	3	63,741
文部科学省	19	16,329							1	-	20	16,329
厚生労働省	82	366,581	1	※	1	68,260			2	-	86	※434,841
農林水産省	15	10,954					3	11,191	3	29,380	21	51,525
経済産業省	6	5,873			1	5,988	1	-			8	11,861
国土交通省	20	32,936					1	433,399	4	549,649	25	1,015,984
環境省	7	8,740							1	193,266	8	202,006
防衛省	2	1,100							3	84,687	5	85,787
日本私立学校振興・ 共済事業団	1	181									1	181
日本年金機構	1	1,181	1	4,345							2	5,526
(国研)産業技術総合 研究所					1	23,399					1	23,399
(独)海技教育機構									1	45,331	1	45,331
(独)国際協力機構							1	※			1	※
(独)日本学術振興会	2	47,196									2	47,196
(独)労働者健康安全 機構							1	-			1	-
(独)国立病院機構	2	353					1	-			3	353
(国研)海洋研究開発 機構	1	7,001									1	7,001
(独)都市再生機構									2	15,051	2	15,051
(国研)日本原子力研 究開発機構									1	6,295	1	6,295
(独)地域医療機能推 進機構							1	-			1	-
(独)住宅金融支援機 構	22	166,507									22	166,507
(国研)国立がん研究 センター	1	11,022									1	11,022
国立大学法人京都大 学	1	112,823									1	112,823
国立大学法人佐賀大 学	1	27,982									1	27,982
北海道旅客鉄道(株)									1	11,050	1	11,050
合計	205	875,895	1	4,345	3	97,647	10	451,880	22	1,542,426	241	2,972,193

(注1) 法人格については次の略称を用いた。株式会社→(株)、独立行政法人→(独)、国立研究開発法人→(国研)

(注2) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(注3) 背景金額については掲載せず、「-」とした。

(注4) 複数の省庁等に係る指摘については、金額は一方の省庁等にもみ掲載しており、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。なお、重複分の金額を掲載していない省庁等には※印を付した。

(注5) 独立行政法人日本学術振興会の2件及び国立大学法人京都大学の1件は、独立行政法人日本学術振興会及び国立大学法人京都大学の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(出所) 元年度検査報告を基に作成

4. 主な個別の掲記事項

元年度検査報告では、令和2年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野に加え、国民の関心の高い事項として、厳しい財政の現状を踏まえ、予算・経理の適正な執行等のほか、大規模自然災害の頻発等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保に関するもの等が掲記されている。

ここでは、元年度検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する。

(1) 国民生活の安全性の確保に関するもの

事例1：石油供給インフラ強じん化事業における大規模地震等の想定が不十分

資源エネルギー庁は、大規模地震等のリスクに備えて、各地域の製油所等の設備の耐震化や津波対策等を実施する石油会社に補助事業者を通じて補助金を交付し、平時や災害時を問わず石油を持続的に安定供給し得る体制を整備するための石油供給インフラ強じん化事業を実施している。10石油会社の20製油所を検査院が検査したところ、6石油会社の12製油所の既存設備の耐震性能等の評価において、大規模地震（南海トラフ地震又は首都直下地震）に係る想定が、揺れの小さいケースを採用したり、古い地震データを用いるなどしており、実施された耐震化対策等249件（国庫補助金交付額187億8,031万円）における大規模地震等の想定が不十分であることが明らかとなった。

事例2：災害拠点病院における自家発電機等の不十分な浸水対策

(独)労働者健康安全機構、(独)国立病院機構、(独)地域医療機能推進機構の3機構において、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う災害拠点病院として63病院が指定されている。災害拠点病院は、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることとされている。検査院が検査したところ、23病院が浸水のおそれがある区域に所在し、このうち6病院の自家発電機等において浸水対策を全く実施していなかったり、浸水を防ぐための止水板の高さが不十分であったりして、水害により商用電源が途絶した場合に自家発電機等が浸水して稼働せず、継続して医療を提供する上で必要な電源を確保できないおそれがあることが明らかとなった。

(2) 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

事例3：企業主導型保育事業における病児保育等の未実施

内閣府は、企業主導型保育事業に対する助成を公募により選定された補助事業者（(公財)児童育成協会（協会））を通じて行っている。同事業は、通常保育事業に加えて、病児保育事業や一時預かり事業等も実施できることとなっている。平成28年度から30年度までに病児保育室等を整備していた25事業主体の25施設を検査院が検査したところ、看護師等の確保ができなかったなどの理由により8施設が病児保育等を全く実施していない事態（国庫補助金相当額4,772万円）、3施設が病児保育等の実施を中止していて再開する予定がない事態（同1,708万円）が明らかとなった。また、協会は、病児保育室

等整備の審査の際に、病児保育等の実施体制等に係る計画の提出を求めておらず、職員の確保についての審査を行っていなかったほか、整備した病児保育室等の利用実態を把握していなかったことなどが明らかとなった。

事例4：自衛隊等における情報システムの撤去費の支払が不適切

防衛装備庁（装備庁）は、航空自衛隊補給本部等の調達要求に基づき賃貸借契約により調達した情報システムの端末等を賃貸借終了により撤去することとなったとき、撤去費を契約金額に増額計上する変更契約を締結している。検査院が、平成26年度から令和元年度までの間の撤去に係る変更契約268契約を検査したところ、17契約（撤去費5億5,750万円）について、会計年度内に履行が完了していないにもかかわらず、部隊等の使用責任者は、撤去確認書に3月31日までの日付を記載し、装備庁は、事実と異なる撤去確認書を検査調書として、これに基づき実際に撤去が完了した年度の前年度の予算により撤去費を支払っていた事態が明らかとなった。装備庁は、契約の相手方に作業実施計画を提出させ撤去の日程把握を可能にするなどの処置を講じた。

事例5：賃貸住宅融資の借受者が賃貸条件の制限に違反

（独）住宅金融支援機構（機構）は、平成19年4月に住宅金融公庫の権利及び義務を承継している。同公庫は、住宅を建設して賃貸する事業を行う者に対して長期資金の貸付け（賃貸住宅融資）を行っており、賃貸住宅融資の借受者は、賃貸住宅融資により建設した住宅を賃貸する際、礼金や更新料の受領等を賃貸条件としてはならないこととされていた。検査院が検査したところ、賃貸住宅融資22件（令和元年度末貸付金残高16億6,507万円）において、借受者が賃貸住宅の賃借人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が明らかとなった。検査院は、平成21年にも同種の事態を明らかにし、機構は指摘を踏まえ是正改善の処置を講じたが、27年度以降、その一部が履行されなくなるなどしていた。

事例6：チンパンジー用大型ケージ等の整備に係る経理が不適正

国立大学法人京都大学は、霊長類研究所及び熊本サンクチュアリにおいて、チンパンジー用大型ケージや周辺施設等を整備しており、平成29年度までに、これらに係る契約を100件（契約金額計12億1,237万円）締結している。検査院が検査したところ、55件の契約について、①取引業者に架空の取引を指示するなどして正規の契約手続や支払等が行われていなかったこと、②契約を意図的に分割するなどして一般競争入札が行われていなかったこと、③特定の取引業者にのみ事業予算額を伝えるなどして一般競争入札が公正に行われていなかったことなどが明らかとなった（支払額計11億2,823万円が不当）。

（3）資産、基金等のストックに関するもの

事例7：国際連帯事業拠出金における未使用資金

外務省は、平成 28 年 3 月、日中植林・植樹国際連帯事業拠出金 90 億円を(公財)日中友好会館(会館)に拠出した。会館は、同拠出金により、中国及び第三国での植林・植樹事業(植林事業等)並びに青少年等交流事業を実施することとされている。検査院が検査したところ、拠出後 4 年以上の間、植林事業等が未実施で今後の見通しもないまま、資金(拠出金相当額 57 億 6,000 万円)が会館に保有され続けている事態が明らかとなった。また、政府の基金基準では、所管省庁が指導監督等を行い、直近 3 年以上事業実績がない基金については国庫返納等を検討させることとなっているが、資金の名称が「拠出金」であったため、外務省は指導監督等を行っていなかった。外務省は、事業内容を見直した上で植林事業等を実施すること、基金基準等に基づく指導監督等を行い、使用見込みのない資金が生ずる場合には、その資金を国庫に返納させることとするなどの処置を講じた。

(4) 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

事例 8：国民健康保険特定健康診査に係る負担金の算定が不適切

厚生労働省は、市町村に対して特定健康診査等に係る費用の一部を負担するために、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金を交付している。平成 28、29 年度に特定健康診査に係る負担金を交付された 942 市町村等を検査院が検査したところ、①負担金の算定基礎としたデータ等を市町村等が証拠書類として保管しておらず、負担金の基準額の算定が適切に行われたか確認できない事態(負担金相当額 204 億 2,578 万円)、②基準単価が健診項目の実施状況等を踏まえたものとなっておらず、これを踏まえた修正単価を算定して負担金相当額を試算すると 6 億 8,260 万円の開差が生ずる事態が明らかとなった。

事例 9：地籍調査事業により作成された地籍図等の認証請求が未実施

国土交通省は、市町村等が行う地籍調査事業に要する経費を負担する都道府県に対して地籍調査費負担金や社会資本整備総合交付金(負担金等)を交付している。市町村等は、作成した地籍図及び地籍簿を都道府県知事に送付し、認証請求を行っている。地籍図等が認証されれば、その写しが登記所に送付され、土地取引等の円滑化、災害復旧の迅速化等に資するものとなる。平成 26 年度から 30 年度までの間に地籍図等(案を含む。)が作成され、かつ、令和 2 年 3 月末時点で認証請求が行われていない 16 県の 522 事業について検査院が検査したところ、①271 事業において、調査地区の全てで境界の確認が得られているのに事務処理の遅れなどのため認証請求が行われていない事態(負担金等交付額 21 億 903 万円)、②233 事業において、大部分で境界の確認が得られているが、一部で確認が得られていないことを理由に認証請求が行われていない事態(同 22 億 2,496 万円)が明らかとなった。

事例 10：地域再エネ水素ステーション導入事業が不適切

環境省は、再生可能エネルギー発電により水素を製造して燃料電池自動車等に供給す

る水素ステーション（再エネ水素ステーション）の導入事業を実施する地方公共団体等に対して平成 27 年度から補助金を交付している。検査院が 19 事業を検査したところ、17 事業において、再エネ発電電力量により、水素の製造に必要な電力量（必要電力量）の全量相当分が賄われていなかった事態（国庫補助金交付額 19 億 3,266 万円）が明らかとなった。また、再エネ水素ステーションの必要電力量を明確に把握できていない技術的な課題もあることから、検査院は、事業継続の可否を含めた抜本的な見直しが必要であるとした。環境省は、同事業を令和 2 年度から廃止するとともに、将来の同種事業の効果的な実施に資するため、2 年 8 月から必要電力量を適切に把握するための技術的な検証を行うこととするなどの処置を講じた。

事例 11：震災復興医療体制整備システムが全く利用されていなかった事態

震災復興医療体制整備システム（システム）は、国立大学法人佐賀大学及び九州地区の 6 国立大学法人（参加大学）が保有する医療データを佐賀大学に集積し、平常時には医療データを分析して薬剤の処方量等の需要を予測する研究等を行い、災害時には平常時に得た情報を被災した参加大学に提供して、効果的な薬剤配給等ができるよう支援することを目的としたもので、平成 26 年 3 月にシステムの納品を受け、27 年 4 月から本格運用を開始するとされていた。検査院が検査したところ、佐賀大学が参加大学と十分に合意形成を図らなかったなどのため、各大学法人で行う予定の作業が未完了のままで、システムに医療データが取り込まれていなかったことが明らかとなった。検査院は、システムは納品以降全く利用されず、今後も利用される見込みがないことから、システムの開発等に係る支払額 2 億 7,982 万円を不当とした。

事例 12：地方公共団体の情報セキュリティ対策が不適切【随時報告】

総務省は、各地方公共団体に対して、平成 27 年 12 月に情報セキュリティ対策の抜本的な強化を図るよう要請し、27、28 年度に情報セキュリティ対策の強化を目的とする補助金を交付している。検査院が検査したところ、一部の地方公共団体において、①マイナンバー利用事務ネットワークに二要素認証（本人確認に当たり、暗証番号と IC カード等二つの認証を併用するもの）を一部導入していなかったり、導入していても、認証手段を共有するなどしたりして、その効果が十分に発現しないおそれがある事態、②マイナンバー利用事務ネットワークとインターネット等の間で通信経路等の限定をしておらず本来意図しない通信が行われ住民情報の流出につながるおそれがある事態、③インシデント発生時の事業者等との役割の確認が行われていない事態等が明らかとなった。

（５）その他の事例

事例 13：ノンステップバス購入に係る補助金額の算定方法が不適切

国土交通省は、ノンステップバスを購入するバス事業者等に対して補助金を交付している。補助金額は、ノンステップバスの車両本体、車載機器等の価格（本体価格）と、同省が調査した通常車両価格との差額の 2 分の 1 とされる（上限額 140 万円）。また、補

助対象経費は本体価格のみで、追加される特別仕様等の価格（特別仕様価格）は対象外である。検査院が65補助事業者の購入した1,436両を対象に検査したところ、本体価格の平均値引率（13.3%）よりも、特別仕様価格の平均値引率（83.1%）の方が高い傾向にあり、特別仕様価格から高い割合で値引かれることにより、本体価格の値引率が低く（車両本体等の購入価格が高く）なり、上限額140万円の補助金交付を受けている車両が多くなっている可能性があると思料された。本体価格の値引率が低い856両に係る補助金額と、補助対象となっていないバスも含めて調査した平均値引率に基づき修正計算した補助金相当額との開差は4億2,237万円となった。国土交通省は、毎年度、車両本体の値引額の実態調査を行って基準値引率を決定し、それを下回る車両は基準値引率で補助金額を算定するなどの処置を講じた。

事例14：過払い年金の返還請求に係る事務における不適切な処理

日本年金機構（機構）は、厚生労働省の監督の下、年金給付に係る事務を行っており、過払い年金が発生した場合には返還請求に係る事務を行っている。検査院が平成28年度から令和元年度までの過払い事案のうち、影響金額200万円以上の178件を検査したところ、事務処理の遅延により過払い年金の一部又は全部について5年間の消滅時効期間を経過して返還請求が行えなくなっており（68件、4,345万円）、その背景として、機構の本部において、年金事務所等からの報告等を活用した進捗管理を行っておらず、過払い年金の返還請求に係る事務処理の状況を把握していなかった事態が明らかとなった。また、厚生労働省が機構に対して必要な指導監督を行っていなかったことも指摘された。

5. 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに行った不当事項等について、その後の会計検査でフォローアップが行われており、平成19年度決算検査報告以降、その是正状況が掲記されている。

（1）不当事項に係る是正措置の状況

昭和21年度から平成30年度までの検査報告に掲記された不当事項について、是正措置が未済のものが341件、84億5,162万円（前年度367件、92億9,769万円）あり、このうち金銭返還を要するものが331件、82億7,344万円（前年度360件、91億6,629万円）あった。

（2）処置済事項に係る処置の履行状況

平成30年度決算検査報告で改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととされた処置済事項62件のうち、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったものなど17件を除いた45件について履行状況をみたところ、改善処置が履行されていなかったものは見受けられなかった。

6. 公平性の観点からの検査

検査院は、法令（会計検査院法第20条第3項）に規定される「正確性の観点」、「合規性の観点」、「経済性の観点」、「効率性の観点」、「有効性の観点」から主に検査を行っており、「その他会計検査上必要な観点」がある場合は、その観点から検査を行うことになる。元年度検査報告では、「公平性の観点」から検査した案件が掲記されている。一つは、一つの株主グループが株式の過半数を有する会社のうち、資本金1億円を超える会社（特定同族会社）については、留保金課税が適用されているが、資本金1億円以下の会社（中小特定同族会社）については、財務基盤の強化を図る観点から留保金課税の対象外とされているところ、中小特定同族会社の一部は、特定同族会社の平均純資産額及び平均自己資本比率をいずれも上回っているにもかかわらず、留保金課税の対象外とされ、課税の公平性が保たれていないおそれがある状況となっていた案件である。もう一つは、公共職業訓練等の訓練終了者に対して支給される終了後手当について、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当するかどうかを確認するための具体的な要件が定められておらず、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断する際の確認内容が区々となっており、訓練終了者間の公平性が確保されるよう改善させた案件である。

制度・事業の運用は、適正かつ公平であることが求められるが、公平性が確保されているかどうかの判断は、極めて難しい。これらの案件で検査院は、不適切な事態を限定的に捉え、従来からの検査の観点に加えて公平性の観点を採り入れ、総合的に勘案して判断をしているように見受けられる。

7. おわりに

一般の会計検査に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年4月及び5月は全ての実地検査が中止され、6月以降についても検査対象機関等が一部に限定されるなど、例年どおりに進めることができなかつたとされ、元年度検査報告における掲記件数は248件、指摘金額の総額は297億2,193万円と過去10年でみると、掲記件数、指摘金額ともに最少であった。こうした状況の中、元年度検査報告では、国民生活の安全性の確保や予算・経理の適正な処理に関する事項、環境及びエネルギー分野に関する事項など国民の関心が高い事項等に特徴的な指摘が見られるとともに、会計検査上必要な観点として「公平性の観点」から検査を実施した案件も掲記された。

国民生活の安全性の確保に関する事項では、石油供給インフラ強じん化事業における大規模地震（南海トラフ地震又は首都直下地震）の想定が不十分である事態（事例1）が指摘されるとともに、災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策が不十分な事態（事例2）等が指摘されている。我が国では、南海トラフ地震、首都直下地震等による被害は甚大なものとなることが想定されるため、検査院からの指摘等を踏まえて、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制整備に注力するとともに、災害拠点病院は大規模災害時にも継続して医療を提供できるような施設・設備の確保に万全を期す必要がある。

予算・経理の適正な処理に関する事項では、企業主導型保育事業により病児保育室等を整備したにもかかわらず看護師等の確保ができなかつたなどの理由により病児保育等が全

く実施されていなかった事態（事例3）や、チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たり、京都大学霊長類研究所の教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の契約関係書類を作成させ支払を行うなど不適正な会計経理を行っていた事態（事例6）等が指摘されている。企業主導型保育事業は、仕事と子育ての両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る施策の一つとされることから、内閣府は、通常保育事業への支援に加えて、病児保育等の実施体制が確保され、企業主導型保育施設内に設置された病児保育室等が有効に利用されるよう看護師等の人材の確保について支援すべきである。また、国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理については、本院はこれまで警告決議等により繰り返し是正改善を促してきているが、不適正な会計経理は後を絶たない。大学等研究機関は、こうした事態が発生した背景や原因を究明し、その上で不正防止のための体制整備を一層徹底する必要がある。

資産、基金等のストックに関する事項では、(公財)日中友好会館に拠出した日中植林・植樹国際連帯事業拠出金により実施するとされている中国及び第三国での植林事業等について、拠出後4年以上の間、未実施であったにもかかわらず、資金が会館に保有され続けていた事態（事例7）が指摘されている。外務省は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月閣議決定）に基づく指導監督等行い、使用見込みのない資金が生ずる場合には、その資金を国庫に返納させるなど、今後同様の事態が生じないよう拠出金を活用した取組を注視していく必要がある。

環境及びエネルギーに関する事項では、再生可能エネルギー発電により水素を製造して燃料電池自動車等に供給する再エネ水素ステーションの導入事業における補助金交付を受けた大多数が、補助金の交付要件となっている水素の製造に必要な電力量の全量相当分を再エネ発電電力量により賄うという要件を満たしていなかった事態（事例10）が指摘されている。政府は、水素エネルギーを環境対策等の切り札として利用拡大を目指し、平成29年12月に策定した「水素基本戦略」（再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定）で、再エネ水素ステーションについて2020年度までに100箇所程度の整備を目指すとしたが普及は進んでいなかった⁹。今回の検査結果により、検査院は、事業継続の可否を含めた抜本的な見直しが必要であると指摘し、環境省は、事業の継続は困難と判断し、廃止を決めた。こうした事態に至った原因を検証するとともに、これまでに集めたデータや知見を無駄にすることなく今後の水素関連の事業に活かしていくことが期待される。

厳しい財政状況の下、内閣から独立した機関である検査院の役割は大変重要である。国会においても、政府に対する事後的な財政統制を機能させるべく、元年度検査報告を積極的に活用し、内閣に対して今般検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を一層促していくことが重要である。

（まつもと ひでき）

⁹ 『日本経済新聞』（令2.10.8）